

1 件名 三浦市南下浦コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

三浦市勤労市民センターについては、改修工事を行って、新たな施設として活用する方針のもと、令和7年末をもって廃止された（令和7年7月議会にて関係条例議決）。

改修後の当該施設は、三崎地域におけるコミュニティ形成や生涯学習、文化活動等に資する施設として新たに位置付けることとし、名称を三崎コミュニティセンターとして、指定管理者制度を導入した管理運営を行うこととした。これらに必要な規定を条例として整備するとともに、同趣旨の施設に係る条例を集約することとして、既存の三浦市南下浦コミュニティセンター条例を改正するものである。

3 条例の内容

- (1) 新たに設置する三崎コミュニティセンターの目的、機能、指定管理の内容・手続については、基本的に南下浦コミュニティセンターと同様とするほか、次の事項を定めるもの
 - ア 名称と位置を定める【第2条第2項関係】
 - イ 休館日を12月29日から1月3日までとするほか、開館時間を午前9時から午後9時までとする。【第9条、10条関係】
 - ウ センター中の貸室、備品の利用料金は南下浦コミュニティセンター及び類似施設の例を参考に条例を定める。【別表関係】
- (2) 同趣旨の施設に係る条例を集約するものとして、条例の題名を三浦市コミュニティセンター条例に改める。

4 施行期日等

- (1) 施行期日【附則第1項関係】

公布の日から起算して1年以内に規則で定める日から施行するものとする。ただし、下記(2)の規定は公布の日から施行するものとする。
- (2) 準備行為に関する規定【附則第2項関係】

三崎コミュニティセンターの指定管理者の指定に係る手続及び施設の利用に関する手続については、条例の施行前に行うことができる旨の規定を設ける。

5 三崎コミュニティセンターに関連する今後の想定スケジュール

今後のスケジュールについては、指定管理者選定事務、改修工事等が順調に進んだ場合、以下のとおりとなることを想定している。

令和8年3月	3月議会に三浦市コミュニティセンター条例	議案提出
令和8年4月～	新たな指定管理者選定業務開始	
令和8年9月	9月議会に新たな指定管理者指定の議案提出	

令和8年11月

大規模改修工事完了

令和9年2月

三崎コミュニティセンター開館